

平成20年度予算案 236億円（19年度予算 212億円）

基本的な考え方

○ がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに本年4月に施行された「がん対策基本法」及び6月に策定された「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的に対策を推進。

1. 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

54億円(54億円)

- (1) がん専門医等がん医療専門スタッフの育成
 - ・がん医療専門スタッフの研修
- (2) がん診療連携拠点病院の機能強化
 - ・拠点病院の単価及び病床数の増加 280か所→358か所
 - ・放射線治療機器(リニアック)の緊急整備 14施設
- (3) 国際共同治験及び新薬の早期承認等の推進

拡充

拡充

拡充 新規

2. 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

7億円(5億円)

- (1) 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進
 - ・インターネットを活用した専門医の育成
 - ・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修
 - ・一般国民等に対する緩和ケアについての普及啓発等
 - ・医療用麻薬の適正使用の推進
- (2) 在宅緩和ケア対策の推進
 - ・在宅緩和ケア対策の推進
 - ・在宅ホスピスケア研修等の実施

新規

新規

3. がん登録の推進

32百万円(22百万円)

- ・院内がん登録の推進
- ・がん登録の実施に関する調査・精度管理、指導の実施

拡充

拡充

4. がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

83億円(66億円)

- (1) がん予防・早期発見の推進
 - ① がん予防の推進と普及啓発
 - ・普及啓発の推進
 - ・肝炎等克服緊急対策研究
 - ② 効果的で質の高いがん検診の普及
 - ・マンモグラフィの遠隔診断支援モデル事業 3か所
 - ・乳がん用マンモコイル緊急整備事業 110施設
- (2) がん医療水準均てん化の促進
 - ① 遠隔画像診断支援 60施設
 - ② 都道府県がん対策推進計画の策定に伴い、新たに実施する地域の特性を踏まえた事業に対する支援
- (3) がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備
 - ・相談支援センター事業の強化
 - ・がん対策情報センターによる情報提供及び支援事業の充実

新規

新規

新規

5. がんに関する研究の推進

91億円(87億円)

○ がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究をより一層推進

がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（新通知案の骨子）

1 指定の考え方

○地域がん診療連携拠点病院にあっては、2次医療圏に1カ所程度、また、都道府県がん診療連携拠点病院にあっては、都道府県に概ね1カ所整備すること。

○都道府県がん診療連携拠点病院にあっては、都道府県に1カ所整備し、地域がん診療連携拠点病院にあっては、2次医療圏に1カ所整備すること。
ただし、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及び連携協力体制がより一層整備されることが明確である場合には、上記によらないものとする。

2 診療体制の強化

放射線療法及び化学療法

- 放射線療法（専門としている場合）
 - ①専門的知識を有する医師が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。
 - ②放射線治療に従事する診療放射線技師（専従）が1人以上確保されていること
 - ③放射線治療装置（機器）の操作・保守に精通した者が配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制を整えていることが望ましい。
 - ④放射線治療装置（機器）が設置されていること。
- 化学療法
 - ①専門的知識を有する医師が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。
 - ②がん薬物療法に精通した薬剤師が1人以上配置されていることが望ましい。
 - ③がんの専門看護に精通した看護師が1人以上配置されていることが望ましい。
 - ④外来抗がん治療室が設置されていることが望ましい。
- 拠点病院として指定されている特定機能病院においては、腫瘍センターを設置すること。

- 放射線療法
 - ①専門的知識及び技能を有する医師（専任）を1人以上配置すること。
 - ②放射線治療に携わる診療放射線技師（専従）を1人以上配置すること。
 - ③放射線治療に関する機器の精度管理等に携わる者（専任）を1人以上配置すること。
 - ④放射線治療に関する機器を設置すること。
- 化学療法
 - ①専門的知識及び技能を有する医師（専任）を1人以上配置すること。
 - ②専門的知識及び技能を有する薬剤師（専任）を1人以上配置すること。
 - ③専門的知識及び技能を有する看護師（外来化学療法室に専任）を1人以上配置すること。
 - ④外来化学療法室を設置すること。
- 都道府県拠点病院及び拠点病院として指定されている特定機能病院においては、放射線療法部門及び化学療法部門を設置すること。

がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（新通知案の骨子）

緩和ケア

○医師、看護師、医療心理に携わる者等を含めたチームによる緩和医療の提供体制を整備すること。ただし、当該提供体制には、一般病棟におけるチーム医療の一部として緩和医療を提供できる体制を含むこととする。

○現行は外来の緩和ケアに関する規定はなし。

○緩和ケアチームを組織上明確に位置付け、その構成員として、
①身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師（専任）
②精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師
③専門的な知識及び技能を有する看護師（専従）
を配置すること。
○外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。

その他

○各医療機関が専門とする分野において、（院内）クリティカルパスの整備が望ましい。

○現行はカンサーボードに関する規定はなし。

○我が国に多いがんについて、セカンドオピニオンを提示する機能を持つか、又は施設間連携によって対応できる体制を有すること。

○地域連携クリティカルパスの整備が望ましい。

○病理診断医が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。

○我が国に多いがんについて、（院内）クリティカルパスを整備すること。

○カンサーボードを設置し、定期的を開催すること。

○我が国に多いがんについて、主治医とは専門を異にする医師によるセカンドオピニオンを提示する体制を有すること。

○我が国に多いがんについて、地域連携クリティカルパスを整備すること。

○病理診断に携わる医師（専従）を1人以上配置すること。

3 診療体制以外の体制強化

研修の実施体制

○主に地域のかかりつけ医等を対象とした、早期診断、緩和医療等に関する研修を実施すること。

○これまでの研修に加えて、地域のがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケア研修を定期的実施すること。

相談支援の提供体制

○相談支援センターに専任者が1人以上配置されていること。

○相談支援センターに国立がんセンターがん対策情報センターによる研修を修了した相談支援に携わる者を複数人（専従、専任）配置すること。

院内がん登録の提供体制

○現行は院内がん登録の実務を担う者に関する規定はなし。

○院内がん登録の集計結果等のがん対策情報センターへの情報提供に関する規定はなし。

○国立がんセンターがん対策情報センターによる研修を受講した院内がん登録の実務を担う者（専任）を1人以上配置すること。
○院内がん登録の集計結果等のがん対策情報センターに情報提供すること。

がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（新通知案の骨子）

4 都道府県がん診療連携拠点病院の役割強化

- 現行はセカンドオピニオンを提示できる体制を有する拠点病院を含む医療機関の一覧の作成・共有に関する規定はなし。
- 現行は拠点病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧の作成・共有に関する規定はなし。
- 都道府県レベルの研修計画を作成すること。

- がんの種類ごとに、セカンドオピニオンを提示する体制を有する拠点病院を含む医療機関の一覧を作成・共有すること。
- 拠点病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。
- がん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。

5 活動状況の評価

- がん診療連携拠点病院は、指定後2年を経過する日の前年の10月末までに別途定める「現況報告書」を都道府県を経由の上、厚生労働大臣に提出すること。

- がん診療連携拠点病院は、都道府県を経由し、毎年10月末までに別途定める「現況報告書」を厚生労働大臣に提出すること。

定義（案）

専従、専任

「専従」とは、当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。

「専任」とは、当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他療法を兼任しても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該療法に従事している必要があるものとする。

放射線療法部門、化学療法部門

「放射線療法部門」とは、組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し放射線療法を行う機能を有する部門をいう。

「化学療法部門」とは、組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し化学療法を行う機能を有する部門をいう。

院内クリティカルパス

「院内クリティカルパス」とは、検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。

カンサーボード

「カンサーボード」とは、手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等による患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。

地域連携クリティカルパス

厚生労働科学研究班の研究状況を踏まえつつ定義する予定。